平成29年度事業計画

社会福祉法人

上野村社会福祉協議会

事業計画

I 基本方針

少子高齢化が進展する日本において総人口の減少が始まって約10年がたとうとしています。これらに起因する様々な社会問題を見聞きする機会が増えており、とりわけ社会保険制度の脆弱化は並々深刻化しており、社会福祉協議会もその動向に注視しているところです。

近年の上野村においては、総人口の減少が続く中で高齢独居・夫婦世帯の割合は高止まりしており、家族介護力や地域力の低下などから福祉サービスの需要は増加傾向にあります。また、認知症に起因する問題に関して社会的関心が高まっていますが、認知機能の低下した人とおなじ地域で共に暮らしていくためにどのように向き合い、何が必要なのかという議論が十分なされていないと感じます。

このような状況下で社会福祉協議会は「上野村における福祉の最初で最後の 砦」として、何を果たすべきかを常に考え、行動を通じて村民の皆様と喜びを 共有し、幸せを数多く感じることができる地域づくりを目指します。

社会福祉協議会の事業である介護保険関連事業では、平成27年に法の大幅な改正があり「地域包括ケアシステム」を平成37年までに整えなければならなくなりました。その一環として、上野村では平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります。社会福祉協議会としてはこの制度に対する理解を深め、効果的な事業を実施することで村民の皆様の健康寿命の延長に寄与できればと考えています。

また、最近では「地域包括ケアシステム」の構想に「子供や障がい者などを含めたすべての人々が地域で暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる社会」という概念を含めた「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを求められるようになり、社会福祉協議会としても、子供や障がい者に対する施策の重要性を痛感しております。

上野村の充実した福祉の実現に向けて課題は多くありますが、職員一人一人が日ごろから自己研磨に努め、村民の皆様から信頼を得るとこによって実現できると確信しております。上野村のために役職員一丸となってつとめて参ります。

Ⅱ 重点目標

1. 職員の意識改革

(1)職員の挨拶の徹底

社協職員としてのモラルの徹底のため、職員間はもとより地域住民 や利用者等への挨拶を徹底し、よりよいコミュニケーションづくりに つとめます。

(2)職員(関係者)会議の推進

利用者本位のサービスの提供や家族からの要望に応えるため、職員 (関係者)会議を実施し、利用者及び介護者に必要なサービスを常に考え、様々な職員から意見を取り入れて質のよいサービスの提供につとめます。

(3)職員の資質の向上

利用者に質の高いサービスを提供するため、技術研修及び先進地の視察等を行い職員の資質の向上につとめます。

(4) 事業の拡大

社会福祉協議会の目的達成のため、現状、老人福祉事業しか実施していないため、今後においては、障害者福祉や児童福祉の事業の実施にもつとめます。

(5) 受託事業の拡大

地域住民の要望に応えるため、行政からの受託事業を拡大し、社会福祉協議会で実施すべき事業から積極的に受託します。

(6) 住民参加による地域福祉事業の実施

介護保険の制度改正により総合事業サービスが始まるため、住民参加型の地域福祉事業を実施する。そのため、地域住民と共に地域住民にとって必要な事業の実施につとめます。

(7) その他

社会福祉協議会で必要と思われる事業を職員全体で常に考え、行政と 連携して事業の実施につとめます。

2. 社協役員の意識改革

(1) 理事

理事は「法人の業務を執行し、その法人を代表して権利を行使する機関」とされています。県で行う研修会等に積極的に参加することにより 理事としての意識の向上につとめていただきたいと考えています。

(2) 監事

監事は「法人の財産の状況と理事の業務執行の状況を監査する機関」とされています。県の指導監査要領等により、徹底した監査が必要となることがあるため、監事としての意識を高めていただくようつとめていただきます。

(3) 評議員

評議員は「業務執行機関に対する諮問機関あるいはチェック機関」で 法人の業務を公正に行うための重要な役目です。理事と同様、県で行う 研修会等に積極的に参加していただき評議員としての意識の向上につ とめていただきます。

(4) 理事会・評議員会

理事会・評議員会をより活性化するため、予算関係書類や決算関係書類等をわかりやすいものとし、理事・評議員の皆様よりご意見やご質問をいただける会議としていきます。

3. 事業目的

(1) 居宅支援事業

介護保険法令の趣旨に従って利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

(2) 訪問介護事業

介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他生活全般にわたる援助を支援することを目的とする。

(3) 通所介護事業

介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上ができるよう、サービスを提供する。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業

認知症の状態にある要介護者等を、共同生活住居において、家庭的な 環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助及び日常生活動作訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援する。

(5) 生活福祉センター

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう

支援し、上野村で長く生活できるようにする。

(6) 配食サービス

在宅の一人暮らし高齢者等に食関連サービスに係る調査・利用調整 及び配食サービスを行うことにより、食生活の改善及び健康増進を図 り、在宅での自立を支援することを目的とする。

(7) 障がい者地域活動センター

回復途上にある在宅する身体・知的・精神障がい者等に対して作業訓練の場所を提供することにより、就労意欲の向上と社会生活適応能力の回復を図り、もって社会復帰の促進に寄与することを目的とする。

4. 事業への取組

(1) 居宅支援事業

地域で行われる会議への提案など地域や他事業所との連絡を積極的に図っていきます。

職員間の情報交換・課題の共有・相談がスムーズに図れるよう、事業 所内の活性化を図る。また、今年度より行われる総合事業の理解・介護 保険制度についての把握を行います。

介護支援専門員として、知識やケアマネジメント力、質の向上を行っていくために、積極的に各種研修や勉強会、講演会に参加していきます。

(2)訪問介護事業

現在の訪問介護利用者の7~8割がいこいの里の入居者です。村内の新規利用者の開拓の一環として、一人暮らし二人暮らしの高齢者世帯を訪問し、現在の状態の把握を行っています。また、平成28年12月より行われているホットサポート事業を通して支援を必要としている方の援助を行っております。

総合事業が始まることにより、元気な状態を維持して生活できるようにする取り組みが重要になってきます。そのため平成29年度は現在月平均9件の一人暮らし二人暮らしの高齢者世帯の訪問を強化し、高齢者の変化等をいち早く発見できるようにしていき、他機関との連携の強化を図りたいと思います。

(3) 通所介護事業

現在通所介護を利用している利用者の方は、引き続き通所介護利用を通して個別機能訓練・集団体操・レクリエーション等を通じて充実した一日を過ごせるよう努力していきます。また、心身の健康を図り在宅で少しでも長く生活できるように援助していきたいと思います。

総合事業が始まると、いかに在宅で長く生活していただけるかが課

題となってきます。訪問介護事業所や包括支援センターからの情報と 依頼をもとに機能訓練指導員に身体能力を評価するようにしてもらい、 必要ならば総合事業等を利用していただくように進めていきたいと思 います。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業

高齢化が進み、現在の入居者17名のうち、11名が90歳を超えております。また、認知症の症状が進み見守りが欠かせない方も多くなっています。職員間の話し合いや医療・他機関との連携を図りながら、入居者が明るく安全に暮らせるよう努めます。

また、現在は満所で入居待ちがいる状況であり、短期入所の稼働率は73%ほどです。短期入所の稼働率が上げられるよう受け入れ等を積極的にしていこうと考えています。

自分たちは今まで認知症の方に対応できるということで満足していました。しかし、平成29年度より総合事業が始まれば地域での助け合いが必要となり、地域の人たちにも認知症について理解を深めていただく必要があります。自分たちの力を地域に活かし、手助けしていくために"認知症サポーター"の講習を受け、職員一人一人のスキルアップを図っていきたいと思います。

(5) 生活福祉センター

上野村で長く生活していただくために、生きがいを持って生活して頂ける様サポートします。そのために、利用者の方達の健康状態を把握し、適切な医療の提供や介護の予防に努めていきます。

また、居宅介護事業所や通所介護事業所、訪問介護事業所と連絡を密にとり、問題の早期発見に努めます。

集合住宅は自立度の高い方が入居する場所であり、介護施設ではありません。そのため、有事の際は家族に連絡をとれるよう努めます。

(6) 配食サービス

一人又は二人暮らしの高齢者や日中一人になる高齢者に対して健康 や栄養面の援助及び安否確認を行います。生活していくうえで食事は 楽しみの一つのため季節の食材や風物詩を大切にして行きたいと思い ます。

また、現在は昼食の配食業務が主となっています。今後、希望が多く 必要と判断された場合は夕食の配食サービスの提供も考えていこうと 思います。

(7) 障がい者地域活動センター

作業所では、対象者に働く場や交流の場を開放し、生きがいづくりや

仲間づくり、レクリエーション等の共同事業を通じて、作業所で安心して充実した時間を過ごすことができるように努めます。

作業所で対象者が仕事をすることで、賃金を得る喜びを知り、社会との関わりを築いていけるよう、また、仲間との交流などが心の平穏であって、生活のリズムを整えることにつながるよう、積極的に関わります。

更に、調理実習で、保育所、デイサービスなどに、食事やおやつを提供して、食事の場で紹介してもらうことなどで、社会的に理解してもらえて、自信や喜びにつながる様な機会を増やしていきます。

そして、社会活動や普段の生活において必要な体力が身に付くよう指導し、作業所に日々規則的に通い規則正しい生活が送れる様支援し、将来対象者が作業所を離れ、この地域において各自に応じた仕事ができるよう体制を整えます。

5. 広報啓発活動

社協事業に対する理解と認識を高め、村民の福祉活動の参加を促進する ため、ひき続き上野村広報「広報うえの」に社会福祉協議会の情報を掲載 していきます。

6. 募金活動への協力

助け合いの精神と福祉への参加を呼び掛け、共同募金運動に積極的に協力します。

7. 人材の育成

職員の職務遂行能力や役割の重要度、能力の把握等を適正に行うだけでなく、組織の活性化のため、他の部署でも問題なく業務が行えるように部署の移動などを定期的に行い、個人個人の能力の向上を目指します。

8. 地域福祉事業への取り組み

平成29年度より本格的に総合事業サービスが展開されることとなりました。それに伴い要支援の通所介護及び訪問介護が総合事業サービスに移行することとなります。

現在行われている友愛訪問やサロンのほかに、各地区の自助・互助の重要性が増しています。また、それだけでは手が届かない部分も出て来るため、そこを援助するために生活支援事業も展開していきます。

9. 保健・医療・福祉・社協の連携

今後、益々村の福祉の発展、向上及び充実の為、今まで以上に保健・医療・福祉、社協及び福祉関係者等の連携が不可欠です。引き続きこの連携を保ちながら、社会福祉協議会が地域住民及び利用者本位の要望に沿った「サービス提供事業者」や「セーフティーネットの担い手」として成り立つような基盤を整備、確立するための助言、協力等を得て行きます。

また、診療所に4月より新しく、毛見勇太先生に来ていただくこととなりました。新規の先生ですが、今までと変わらず関係強化も引き続き行っていきます。

10. その他

社会福祉協議会の取り組みを地域住民に知っていただくため、各地域に出向き「地域福祉活動」を行う。(サロン事業)